

## ハラスメントの被害に遭ったら

### 1 明確に意思表示をしましょう

ハラスメントと思われる行為に対して、はっきりと自分の拒絶の意思を相手に伝えることが重要です。

### 2 受けた行為の記録を取りましょう

気持ちの整理になるだけでなく、後日、大学側に対応を求める場合にも有効な証拠となります。

### 3 相談窓口での相談

あなたが拒否したにもかかわらず、相手が聞き入れなかったり、断ったら不利益を受けるのではないかと不安に思っているなら、一人で悩まず、対応の方法などを早めに相談しましょう。

本人の同意を得て、代理人が窓口で相談することも可能です。

## 相談窓口

相談は、相談者の立場に立ち、プライバシーを厳守して、ともに解決への道筋を考えます。

※ハラスメント相談や解決のための対応に協力したこと等を理由に不利益な扱いはされません。

【相談窓口】学生用(月～金) 8:30～17:15 ※土日祝を除く

県立広島大学	広島キャンパス教学課	電話 082-251-9720 専用メール hsoudan@pu-hiroshima.ac.jp
	庄原キャンパス教学課	電話 0824-74-1700 専用メール ssoudan@pu-hiroshima.ac.jp
	三原キャンパス教学課	電話 0848-60-1161 専用メール msoudan@pu-hiroshima.ac.jp
叡啓大学	教学課	電話 0824-225-6272 専用メール counselingdesk@eikei.ac.jp

※所属キャンパス以外の窓口でも相談を受け付けています。  
※各キャンパスの学生相談室やチューターも相談に応じます。

※切り取って使用してください。

## 相談対応の流れ

1

相談窓口にご連絡してください。  
電話やメールでも相談できます。  
各キャンパスの学生相談室や、  
チューターにも相談できます。

2

相談員が対応します。

3

一緒に解決策を考えます。



相談

相談者とのカウンセリング等により、  
解決策を考えます

調整

所属学部・研究科等や学内で連携・  
協力し、解決をめざします

対応

場合によって相談者の不利益の回復、  
環境の改善等を行います。

解決の方法については相談者の希望が尊重されます。

※ハラスメント相談や解決のための対応に協力したこと等を理由に不利益な扱いはされません。

令和3(2021)年4月発行

学生  
向け

# STOP ハラスメント



広島県公立大学法人

県立広島大学 Prefectural University of Hiroshima

叡啓大学 EIKEI UNIVERSITY OF HIROSHIMA

# 「こんなことで困っていませんか？」

# STOPハラスメント

## セクシャル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、相手に不快感を与え、又は教育・研究・職場環境を悪化させること。

### こんなときは思い出して

例えば・・・

- 指導関係にある教員に、逆らうと指導上の不利益を受けるのではないかと困惑するような状況で性的な誘いかけを受けた。
- 教員からの性的な誘いかけを断ったら、その腹いせに、悪い成績をつけたり、就職先への推薦文を書いてもらえなかった。

例えば・・・

- 体型や容姿についてからかわれる。
- 指導の連絡メールに食事の誘いなどが書かれている。
- 教室で、不快感をもよおすような性的な話題を頻繁に持ち出される。
- インターネットのサイトなどに個人が特定できる形で、性的な内容の中傷やプライベートな情報を書きこまれた。



## アカデミック・ハラスメント

教育・研究上の地位や人間関係などの優位性を背景に、適正な範囲を超えて、相手に身体的・精神的苦痛を与え、又は教育・研究環境を悪化させること。

### こんなときは思い出して

#### 粗野な行動や暴力を受けたとき

例えば・・・

- 教員や大学院生からの指導の際に、理解が悪いからと、ごみ箱を蹴飛ばされたり、物を投げつけられたりされた。
- 教員などから提出したレポートで頭をたたかれた。

#### 不適切な言葉を用いた注意・誹謗中傷を受けたとき

例えば・・・

- 教員や大学院生から、「こんなこともできないなんてばか」「お前は小学生以下のレベルだ」などと能力や人格を否定するような発言を繰り返される。

#### 必要な範囲を超える指導、執拗な指導を受けたとき

例えば・・・

- 教員から早朝、深夜、休日に、登校を強要されたり、個人の携帯電話に頻繁に指導のメールが送られてくる。

#### 指導の拒否、無視、隔離を受けたとき

例えば・・・

- 教員や大学院生が、好き嫌いによって学生への指導や態度を変えたり、嫌いな学生に対して指導しようとししない。

#### プライバシーの侵害や、公私混同の行為をされたとき

例えば・・・

- 教員が引越しの手伝い等、教育・研究と無関係な雑用や用事を強要してくる。



## その他のハラスメント

ほかにもさまざまな人権侵害行為があります。

### こんなときは思い出して

#### 性別・年齢・出身等による差別、誹謗中傷を受けたとき

例えば・・・

- 性別、年齢、出身、国籍、民族、人種、心身の障害及び傷病、容姿、性格等について侮蔑的な発言を受けた。
- SNSなどのウェブ上のコミュニティにおいて、個人の人格を傷つける誹謗中傷を書きこまれた。

※切り取って使用してください

[相談窓口案内カード]

# STOPハラスメント

一人で悩まずに、勇気を持って相談しましょう

あなた自身がハラスメント被害にあったとき

ハラスメントにあたるかどうか悩んでいるとき

友人から相談を受けたとき

気軽に相談窓口へ連絡してください